



Title	駐日イタリア公使アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵と外国人内地旅行問題について：明治初期の日伊外交貿易関係を軸に
Author(s)	ベルテリ, ジュリオ アントニオ
Citation	日本語・日本文化. 2007, 33, p. 55-81
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/12698
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

〈研究論文〉

駐日イタリア公使アレッサンドロ・フェ・ ドスティアーニ伯爵と外国人内地 旅行問題について

——明治初期の日伊外交貿易関係を軸に——

ベルテリ・ジュリオ・アントニオ

はじめに

1858年に江戸幕府と欧米諸国が締結したいわゆる五カ国条約（又は不平等条約）では、外国人は居留地などの定められた遊歩規定（つまり開港場十里四方）以外に自由に足を踏み入れることが固く禁じられていた。これらの条約の改正期日は1872年7月4日と定められ、この旨は、近代国家の建設を滞りなく成し遂げるために、治外法権の撤廃および関税自主権の回復を目指していた明治政府にとって当面の課題となった。この日に向かって、日本政府が駐日諸国代表者に対して頗る柔軟な対外姿勢をとりながら、欧米に岩倉使節団を派遣し、条約締結国家との交渉を始めるための準備に尽力していた。

日伊修好通商条約は比較的遅く、1866年に締結されたものである。ここではまず、一体何故イタリアは日本と国交を開始する必要があったかを見ていきたい。

1850年代の初め頃、「微粒子病」（又はペブリン）という蚕の病気がヨーロッパで猛威を振るい始めていた。この不知の伝染病に冒された蚕の絹糸生産力は著しく低下し、それによってフランスやイタリアなどの養蚕業は致命的な打撃を受けた。したがって、一時的な解決策として、未感染の地域を訪れ、無病で良質の蚕卵を仕入れる外に選択肢はなかった。このように、「蚕卵商人」という新たな職業が生まれた。この勇敢な商人らは微粒子病の感染エリアが拡大し続けると共

に、徐々に遠い国、トルコ、ベルシャ、中国、そして日本にまで足を踏み入れた。

日本産蚕卵の質は極めて良好だったため、1860-70年代に、日本とイタリアの間の蚕卵（または蚕種）貿易は徐々に盛んになった。日伊修好通商条約が締結されたのは1866年8月であるが、その前からも多くのイタリア人が翌1867年に、イタリアと日本は本格的に国交を始め、公使館と領事館が設立されると共に、毎年の夏と秋にかけて、多くのイタリア人蚕卵商人が日本を訪れるようになった。1860年代の後半からこの商売の規模は目覚ましい成長を見せた。蚕卵の輸出額は日本の輸出総額の23%以上を占める年もあり、その凡そ3/4はイタリア市場に流れるものだった。この貿易は、つまり、イタリア経済の基礎である養蚕業・製糸業を支えながら、日本が近代化を成し遂げるために必要としていた膨大な収入を確保させていたため、両国にとって極めて重要なものだった。

しかしながら、日本は、1860年代のイタリア人にとって、全く未知の世界だった。イタリア人の頭の中の日本やその歴史と文化は神秘と伝説に包まれていた上に、政治、経済に関する詳細な事情と知識も非常に茫然としていた。日本に関する書物も極めて少なく、その大多数は外国語で書かれたものだった。

したがって、イタリア外務大臣エミリオ・ヴィスコンティ・ヴェノスタ（Emilio Visconti Venosta, 1829-1914）とその同僚たちは、1867年からはじめて日本に派遣されたイタリア人外交官らにはっきりした使命を与えるよりも、曖昧な指示をしか与えることができず、外交官ら個人の洞察力を当てにする以外に選択肢はなかった。

駐日公使・領事への指示は基本的に、次の三つの項目に関するものだった。

- ①日伊修好貿易関係（特にイタリア経済を支える養蚕業が必要とする蚕種の輸入）の継続を保障すること。
- ②日本に駐在・滞在しているイタリア人の思想・宗教の自由信奉を保障すること。
- ③日本政府と修好通商条約を結んでいる他国の利害と対立し得る外交活動を行わないこと。

明治初期の日本に派遣されたイタリア人外交官らは洞察力に長じた者が多かったとみられる。特に、本稿のテーマと深く関わる第二次駐日イタリア公使アレ

サンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵¹⁾(以下フェ伯爵)は外交官としての長年の経験と抜群の洞察力を誇るだけでなく、養蚕業をめぐる知識に長じる者だった。更に、彼には中国や日本を定期的に訪れる蚕卵商人の兄弟が二人もいて、親戚や知り合いに養蚕家が多く数えられる。これらの理由に基づき、彼は日伊貿易を盛んに継続させる最適の者としてイタリア外務省に選ばれたのである。

また、フェ伯爵は最初から明治政府が近代国家の建設に向かったの進歩および日本国民の文明度を高く評価しながら、天皇や明治政府の首脳に対して好意を示し、非常に柔軟な外交姿勢を最後まで保ち続けた。このように、彼は日本政府の信頼と尊敬を得ることができた。彼は日本政府と同じく、他国の外交官らよりも、不平等条約が改正される日を待ち望んでいた。それは、その日に「外国人内地旅行」がついに解禁されることになるからであった。

最後に、何故フェ伯爵、そしてイタリア側にとって日本の内地を自由に旅行することがさほど重要であったのかを見ていきたい。

微粒子病によって大きな損害を受けたイタリア人養蚕家達は、毎年良質の蚕卵を仕入れるために渡日する蚕卵商人達に膨大な金額を預けていた。イタリア人養蚕家達は倒産に追い詰められていたため、良質の蚕卵をいくら支出がかさんだとしても入手する覚悟があり、当時無病の蚕卵の需要は非常に多かった。その結果、一方で蚕卵を扱っていた日本人の商人達はこの事情を徐々に把握するようになり、他方でイタリア人蚕卵商人の数が年々増加すると共に、競争が激しくなっていく。その結果、種紙(蚕卵の単位)の値段が高騰することがあった。

しかしながら、イタリアの養蚕業、そしてそれに支えられていたイタリアの経済にとって、以上に述べた不利をもたらした原因は日本における内地旅行の禁止にあった。つまり、日本国内を自由に旅行できないイタリア人蚕卵商人達は、蚕卵の生産環境を調べることができず、販売価格に影響する生産量についての情報を把握することもできなかった。横浜の市場で、輸出用の蚕卵は非常に高い価格で販売されていたものの、その質は必ずしも良好でなかったし、日本人の商人らは不良品を売りつけるケースも少なくなかった。但し、イタリア人蚕卵商人には選択の余地はなかった。

兄弟に蚕卵商人が二人もいた上に、彼の親戚の中に、毎年祈るような気持ちで

蚕卵商人にとほうもない金額を預ける養蚕家がいたフェ伯爵は、これらの問題の深刻さを痛感していたに相違ない。この理由だけに基づいても、何故彼が外国人内地旅行の解禁に向かって積極的に動いたか十分に理解できるはずである。

本研究で、フェ伯爵の努力と活動がどのような歴史的意義を持つのかを証明するために、次の点を明らかにしたい。

- ①外国人内地旅行の解禁に向かって、フェ伯爵はどのように動いたのか。
- ②フェ伯爵は外国人内地旅行をめぐる、日本政府からいかなる特権を獲得できたのか。
- ③イタリア政府はどのように外国人内地旅行問題を理解し、どのように動いたのか。
- ④外国人内地旅行問題はどのように展開し、終結したのか。

この目標を達成するためにはまず、岩倉翔子氏、クラウディオ・ザニエル氏（Claudio Zanier）や石井孝氏などの優れた先行研究において紹介された要点を押さえ、外国人内地旅行問題及び日伊蚕卵貿易の経緯をまとめる必要がある²⁾。更に、イタリアの国立古文書館（ACS）と外務省歴史外交資料館（ASDMAE）、そして日本の外務省外交資料館で収集した複数の未刊史料を紹介し、活用した上で、結論へと導きたいと思う。

1. 1872（明治5）年～イタリア人内地旅行をめぐる「暗黙の合意」

1.1 2人のイタリア人蚕卵商人の冒険とフェ伯爵の仲介

1872年7月4日（ちょうど条約に記されている改正の予備談話開始日）に、フェ伯爵は副島種臣に一通の書簡を送り、その中で、二人のイタリア人蚕卵商人のために通過許可証を申請する。ここでこの申請の内容を紹介しよう。

〔フランス語原文からの日本語訳³⁾〕

在日イタリア公使館

1872年7月4日

外務卿閣下

拝啓 貴方より許可を受けた上で、イタリアより到着した二人の養蚕学者⁴⁾ プレッシャーニとチコーニャ両氏に通行許可証を発行して頂けるよう

お願いしたいと存じております。両氏は別紙にて日本語で記された町村において、養蚕実地調査を行うことを望んでいます。

敬具

副島外務卿宛 A. フェ伯爵より⁵⁾

内地旅行を行おうとしていた二人の人物はフェ伯爵と同じブレッシャ (Brescia) 出身のチェーザレ・ブレッシャーニ (Cesare Bresciani) そしてジャーコモ・チコーニャ (Giacomo Cicogna, 1843-1874) である。ちなみに、ブレッシャーニはこの旅行に関する興味深い報告書⁶⁾を残し、その中から様々な情報を読みとることができる。

〔イタリア語原文からの日本語訳⁷⁾〕

〔前略〕 小生が日本に到着した頃、本国に駐在しているイタリア公使アレッサンドロ・フェ伯爵の度重なる請願のあげく、日本政府はイタリア人蚕卵商人達に養蚕地域を訪問するための公式な許可⁸⁾を与えていました。申請書と共に、訪れる町村の詳細な行程を提出する必要があったただけだが、公布された通行許可証はその行程でのみ有効でした。〔後略〕⁹⁾

ブレッシャーニとチコーニャは小林¹⁰⁾という人物を伴って、1872年7月5日に汽車で横浜から品川まで行き、イタリア公使館に着いた。フェ伯爵から日本政府の通過許可証を得、公使館で一泊した後に、翌6日早朝、二人は東京を出発した。日本橋から旧中仙道に沿って、熊谷、島村、本庄、高崎、松井田、小諸、田中、上田などの小・中規模養蚕場を訪問し、そこで、二人は日本の養蚕技術と生糸の生産技術を視察することができた。そして19日に東京に帰った¹¹⁾。

〔イタリア語原文からの日本語訳¹²⁾〕

7月19日に東京に到着しました。そこで、我々はいつも親切なアレッサンドロ・フェ伯爵に丁寧なもてなしを受け、彼の家に泊らせていただきました。彼は、内地村落の諸当局が江戸に送り続けていた使者が伝えていた小生らに関するあらゆる情報について内務省¹³⁾に毎日連絡を受けていたと言いました¹⁴⁾。

この引用から察すると、日本政府はプレッシャーニとチコーニャの移動を念入りに監視し、怠ることなく二人の移動に関する情報をフェ伯爵に報告していたことがわかる。

1.2 英国代理公使ワトソンの疑問

しかしながら、1872年7月17日に、プレッシャーニとチコーニャの内地視察旅行が終わりに近かった頃、突然、駐日英国臨時代理公使ワトソン¹⁵⁾は副島外務卿に一通の書簡¹⁶⁾で、一つの疑問をぶつけた。

そこで、ワトソンは、日本政府がイタリア人だけに特別な権利（この際は内地を自由に旅行する権利）を与えたのであれば、その同じ権利をイギリス人にも与えなければならないと訴えたのである。

しかしイギリスの懸念はおそらくそれに止まらなかった。イギリス公使は、過去にヨーロッパの絹産業に著しい損害を与えた微粒子病が、蚕卵商人の立入によって、日本の養蚕場にも伝染することも恐れていた。なぜならば、1860-70年代にイギリスは日本から生糸を有利な価格で大量に輸入していたからである。よって、日本にまで微粒子病の感染が拡大した場合、日英貿易、そしてイギリスの経済は相当の打撃を受ける可能性があった。

ワトソンの書簡を受けた副島外務卿は即座にワトソンの読んだ英字新聞に現れた布告を手に入れ、その内容が「事実と齟齬」しているとワトソンに説明した。そしてイタリア側にも同じ誤解が発生していないか否かを確認するために、7月25日（陰暦で6月20日）に、フェ伯爵宛てに一通の書簡¹⁷⁾を送った。

その中で、ワトソンの注意を受けた日本政府は慎重な態度をとり、イタリア人に与えた内地旅行の許可に関して、フェ伯爵に誤解を招かない説明をした。その許可を入手できる者はイタリア政府に指定された研究者のみで、その利用期間はその年の養蚕使節に限定され、利用できる人数にも制限がある。この説明はある種の「非公式の協定」として捉えることも可能である。

これを受けたフェ伯爵は早速、副島外務卿に返事¹⁸⁾を送った。この返事を以って副島に正確を期し、この一件に関する日本政府の疑いを晴らそうとしながら自分の立場と状況をいかに理解しているかを明らかにしたわけである。具体的に言

うと、内地旅行の許可は一時的なものであり、それを利用できるイタリア人養蚕家の数が限られていることを十分に了承していると日本政府に知らせた。また、最恵国条款を含む条約の下で、単独で日本政府から特権を獲得する意思がないことも明らかにした。

1.3 1872 (明治5) 年に日本の内地を訪れたその他のイタリア人

次の日、1872年7月26日に、フェ伯爵はもう一名のイタリア人のために通過許可証を申請した。

〔フランス語原文からの日本語訳¹⁹⁾〕

在日イタリア公使館

1872年7月26日

副島外務卿閣下 東京

外務卿閣下

拝啓 チヴェッタ氏はローマの政府が決定したように、蚕卵の孵化不良に関する調査を行うために本公使館に任命された養蚕研究家の一人です。彼はこの度、通訳及び召使いを連れて下記の地域に赴くことを望んでいます。小生はこの季節に限って有効な通過許可証を彼に交付して下さるよう、閣下をお願い申し上げます。あらかじめ感謝の意を申し上げます。

敬具

フェ

行程 島村 高崎 安中 中之条 中野²⁰⁾ 下仁田²¹⁾

チヴェッタという人物はチヴェッタ・ジュゼッペ (Civetta Giuseppe)、または親戚のチヴェッタ・ジョヴァンニ (Civetta Giovanni) のどちらかであろうが、いずれにせよ、蚕卵商人であることは確実である²²⁾。

また、1872年に、ピエトロ・サヴィオ (Pietro Savio 1838-1904)²³⁾ という人物もフェ伯爵の仲介によって内地旅行を行ったようである²⁴⁾。

1.4 1872 (明治5) 年～フェ伯爵と副島外務卿の「暗黙の合意」

1872年夏の時点で、フェ伯爵と副島外務卿の間に公式の協定が結ばれていな

かったことは明らかである。しかし、イタリア人の内地旅行は様々な条件が付された上で、可能になることがあった。それらの条件をここでまとめてみよう。

- ①駐日イタリア公使の仲介が必要である。
- ②駐日イタリア公使はイタリア政府が指定した者しか推薦できない。
- ③推薦される者の人数に制限はあるが、何人までかははっきりしない。
- ④通過許可証を申請する際、旅行の行程をあらかじめ指定する必要がある。
- ⑤日本政府が発行した許可証は指定された行程以外の地域で利用できない。
- ⑥通過許可証は発行された年にしか利用できない。
- ⑦日本外務省は内地を旅行する者の移動を監視し、公使館に報告する。

ここで、もう一つ検討したい点がある。副島が1872年7月25日にフェ伯爵に送った書簡の中で、内地旅行の許可を申請する者は「我内部旅行實地研究」を行う者に限ると記されている。また、フェ伯爵は翌日チヴェッタを「蚕卵の孵化不良に関する調査を行うために本公使館に任命された養蚕研究家」として推薦する。もちろん、ブレッシャーニ、チコーニャ、チヴェッタやサヴィオなどの蚕卵商人は養蚕製糸業に関する技術的知識に長じるものであろうが、厳密に「研究家」だとは言えない。彼らはあくまで良質で廉価な蚕卵を仕入れるために尽力する商人であり、養蚕製糸技術の発展及び蚕卵の生産量と荷造りの現状を視察することによって、経済的利益を挙げようとしていたわけである。

更に、これらの人物たちが実際イタリア王国政府から直接に連絡され、内地視察旅行の任務を与えられた点も極めて疑わしい。なぜならば、この件に関する公文書は存在しない上に、1872年の夏に群馬県と長野県を訪れたブレッシャーニが遺した報告書において、イタリア政府に関する記述は一切現われない²⁵⁾。よって、フェ伯爵が副島に通過許可証の依頼をする際、「ローマの政府が決定したように」などの文章を書き加えるというのは、他国外交官らの苦情や阻止活動を防ぐ一つの手段にすぎないのではないかと推測できる²⁶⁾。

一方では、フェ伯爵の書簡にも書かれているように、イタリアが輸入する日本産の種紙の中で不良品が徐々に多くなっていった。他方では、1869年にパスツールが微粒子病に対する予防策を発見した上に、イタリアで蚕卵の国内生産を実現するための研究が着々と進められていた。これらの理由で、日本政府は近代化に

向かって必要としていた莫大な収入を失うことを懸念していただろう。

同時に、イタリア政府は当時、日本の蚕卵に依存していたイタリア養蚕業（そして経済）を救うために、これだけを理由に日伊蚕卵貿易の継続を奨励していたわけである。もちろん、日本でイタリア政府を代表するフェ伯爵はイタリア政府の指示通りに行動していた。但し、蚕卵商人の兄弟が二人もいて、知り合いに養蚕家が何人もいたフェ伯爵にとって、日本から良質の蚕卵が輸出されることは個人的利益に繋がる極めて重要な点であったに相違ない。

つまり、尊敬し合い、それぞれの立場を理解し合っていたフェ伯爵と日本政府は良質の蚕卵を輸出する点で全く同意見であった。しかし、不平等条約の「最惠国条款」を考えると、イタリアが日本と公式な協定を一方的に締結することは、他国（主にイギリス）の怒りと反感を招いてしまう懸念があったのだらう。

したがって、1872年にフェ伯爵と副島外務卿は協力し、公式な文章とはなっていない「暗黙の合意」に達したことが明らかになり、そのおかげで、幾人かのイタリア人蚕卵商人が日本の内地を訪れることができた。

しかし、翌1873年2月に、この状況は新たな進展を見せた。

2. 1873（明治6）年の進展～外国人内地旅行と領事裁判権の放棄

2.1 フェ伯爵の新たな提案

1872年の岩倉使節団が欧米諸国で行った条約改正をめぐる会談は、日本政府並びにフェ伯爵が期待した成果をもたらすことはなかった。結局、治外法権および輸出入関税に関する事項は改正されず、このように岩倉使節団が背負っていた主な任務の一つは失敗に終わった。

その結果、治外法権の撤廃そしてそれに繋がる外国人内地旅行の自由が成立しそうもなかった。よって、フェ伯爵は1873年2月7日に外国人内地旅行の自由を目的とした抜本的な計画の実行に着手した。

その日に、彼は副島外務卿に一通の書簡²⁷⁾を送った。そこで、フェ伯爵は副島外務卿にイタリア人蚕卵商人の日本内地旅行に関する意見を述べながら、イタリア人に限定した領事裁判権の放棄を条件に、自由の内地旅行を検討するように求める。フェ伯爵の要求は、言い換えると、日本内地旅行を行う願望のあるイタ

リア国民は、責任を持ち、遊歩地域以外の場所を訪れる際、条約によって定められた治外法権を放棄して、日本の法律で裁かれることになる。

副島外務卿は、日本の文明度を高く評価したフェ伯爵の提案を快く受け入れた。そして数日後、ちょうどフェ伯爵が帰国前に天皇に謁見した日、つまり 1873 年 2 月 22 日に、副島はフェ伯爵に、イタリア人内地旅行の認可をめぐる四則からなる規則案²⁸⁾を提出した。ここで簡単にその内容をまとめよう。

第一則は最重要な条件、つまり内地旅行を行うイタリア人が領事裁判権を放棄し、日本の法律に服するということを定める。第二則は内地旅行を行うイタリア人が以前と同じく、公使の仲介で、日本外務省が発行した通過許可証を取得する必要があると定める。第三則はもし内地旅行を行ったイタリア人やその所持品が何らかの形で損害を受けた場合にも、損害賠償は日本の法律によって決定されることになると共に、裁判の際、ある種の例外を除いて、イタリア政府の干渉が拒否されると定める。最後に、第四則は、刑法上の裁判が発生した場合、イタリア人が過度に厳重な処罰を受けないことを保証する。

このように、1872 年夏の「暗黙の合意」が進化²⁹⁾し、具体的な形に整えられた。これはイタリア人（そして外国人）の内地旅行を許す公式な協定に向かったの第一歩である。

但し、フェ伯爵が 1873 年 2 月 25 日に弁理公使として在ローマ日本公使館に着任する予定の佐野常民などと共にヨーロッパに赴く³⁰⁾ことになったためか、外務省は規則案をその前に提出できるように慌てて作成した仮のものであった。第四則に書かれているように、更に一條を追加する必要があった。

一方で、岩倉使節団が欧米諸国で試みた不平等条約の改正が挫折しそうになっていた頃に、フェ伯爵の提案は、新たな交渉の糸口として、岩倉の一行と日本政府に大変歓迎された。他方で、日本における自由な移動を許す協定はイタリア人蚕卵商人が日伊貿易関係の始めから待ち焦がれていたものだった。

とにかく、フェ伯爵はそれを受けた直後に、副島に感謝の意を表しながら、直接にイタリア外務省に伝える意志を表した³¹⁾。

三日後、つまり 2 月 25 日に、フェ伯爵は帰国の途についた。しかしながら、フェ伯爵がイタリアへと渡る間に、状況は大きく変わっていくのであった。

2.2 駐日外交団の批判と阻止活動

フェ伯爵の提案は巧みに不平等条約の法網をくぐるものだった。なぜならば、領事裁判権の放棄は条約で定められた遊歩地域以外に足を踏み入れるリスクを背負う個人に限っていたからである。しかし、フェ伯爵は今回も諸外国の代表者と直接に相談せず、単独で行動してしまった。最恵国條款で同じ権利を持つ他国の立場を十分に考慮しなかったことは彼の計画を狂わせる主な原因となった。このように、フェ伯爵が不在中に、日本政府と駐日外交の間で外国人内地旅行問題に関する論争が本格的に始まった。

この点については石井孝氏の『明治初期の国際関係』³²⁾に詳しい。その中で、石井孝氏は主に駐日英外交官ワトソンやパークスがイギリス外務大臣グランヴィル (George Leveson-Gower, Earl of Granville) に宛てた書簡などを取り上げ、丁寧に問題の経緯を再現している。ここで、その論争の最重要なポイントだけを取り上げたい。

石井孝氏によると、フェ伯爵が提案を提出した直後に、諸国公使らはそれに対して、わりと積極的な姿勢をとったようである³³⁾。

但し、フェ伯爵が後に副島外務卿から受けた規則案は仮のものだったことを忘れてはいけない。フェ伯爵が出発してから僅か三日後に、副島は米国公使デ・ロングに内地旅行の新協定に関する詳細な説明を要求された「外国人内地旅行に付見込み覚書」を作成し、米国公使館に送った。この「覚書」は2月22日にイタリアに送ったものとほぼ同じ内容だったが、対照してみると、第四則に「尤有役或は無役の入牢又は罰金等に止るへし」³⁴⁾という点が現われるだけでなく、更に、新たな第五則及び附箋³⁵⁾が付け加えられている。

この規則案は遊歩地域外における治外法権の完全な放棄を意味し、米国公使デ・ロングをはじめ、外交団を大変失望させたとみられる³⁶⁾。中国を訪問していた副島は帰国した後に外交団長デ・ロングと会見した。そこでフェ伯爵の帰国までに以上の協定の実施を中止するように提案されたが、断った。イタリア政府がその協定を承認した場合は、他国の政府も最恵国條款の規則で内地における領事裁判権を完全に失うことになる。3月に入ると、この状況を把握した駐日ドイツ公使フォン・ブランド (M. Von Brandt) および駐日イギリス代理公使ワトソンらが

慎重な姿勢をとり、フェ伯爵の単独行動および日本外務省が出した規則案の内容を批判しはじめた。徐々に、これらの批判は完全にイタリア政府が協定を認可しないための阻止活動へと化した。

フェ伯爵は4月13日にイタリアのプリンディシ港に到着し、そのままローマへ赴いた。そこで、外務大臣などと会見し、2月22日の規則案についての説明をした。しかしながら、英国側の資料に基づく石井孝氏の研究によると、ワトソンに頼まれた英国外務大臣グランヴィルは、5月9日に駐伊英国公使パジト (Paget) にこの問題に関するイタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ (Emilio Visconti Venosta) の意見を聞くよう依頼した。パジトとの会見によって、ヴェノスタは外国人内地旅行問題の展開と諸外国の批判を知った上で、慎重な態度をとることにした³⁷⁾。

2.3 イタリア外務大臣と岩倉使節団との会見

5月8日に岩倉使節団はイタリアに入国し、翌日早朝にフィレンツェに到着した。イタリア政府が慌しくその歓迎の準備を整え³⁸⁾、数日後、5月18日に岩倉具視はヴェノスタ外務大臣と会見することになった。二人は早速本題、つまり条約改正問題に入り、その点に関して、ヴェノスタは他国の立場から離れない慎重な姿勢を示した³⁹⁾。一方では、岩倉大使が領事裁判権の放棄を特に強調しながら、内地旅行問題を取りあげ、更に、関税自主権および外国人居留地における治外法権の撤廃まで求めた。他方では、ヴェノスタ外務大臣が日本との修好通商関係の繁栄を希望していることを明らかにしたが、外国人を日本の法律に従わせるという点に関してはそれが一朝一夕にできることではなく、その時点で承諾できないと述べた。

その会見に、イタリア人の領事裁判権放棄を提案した張本人フェ伯爵も出席していたのは強調に値することである。正に石井孝氏が述べるように、フェ伯爵、そして岩倉はヴェノスタ外務大臣にもう少し積極的な姿勢を期待していたに相違ない。しかし彼らの期待は裏切られた。また、ずっと蚕卵貿易を奨励し続けたヴェノスタ外務大臣の慎重な姿勢の裏に、イギリス側がかけた圧力があつたに相違ない⁴⁰⁾。いずれにせよ、その日にフェ伯爵は自分が考え出した画期的な提案の沈

没を目の当たりにしたのである。

2.4 その後の展開

しかし、その後の出来事で、ヴェノスタの慎重な姿勢は建前に過ぎなかったことが明らかになる。ヴェノスタはイギリス政府に圧力をかけられることによって、一時的に抑えつけられた。但しイタリア政府は日伊蚕卵貿易を奨励する必要があり、日本の内地における自由旅行の許可を望むイタリア人蚕卵商人達の圧力を受け続けていた。

イギリス側の資料を使った石井孝氏の研究によれば、6月下旬と7月上旬にかけて、駐英・米イタリア公使らは両国政府に対し、イタリア政府が日本との協定の締結を望んでいないと言うものの、せめてフェ伯爵が獲得した規則案に記された条件で、イタリア人が自己のリスクで内地旅行を行うべきであるなどの立場を再び強調しはじめたことがわかる。

1873年度の蚕卵仕入れの季節が迫る中で、内地旅行が可能であるか否か、状況は明らかでなかった。つまり1873年度に内地旅行を行おうとするイタリア人たちは一体どんな規則に従うべきであるかという点も不明だった。よって、イタリア政府は日本との協定を批准することが不可能である期間だけでも、フェ伯爵が得た特権を暫定的に利用できることを狙っていた。

しかしながら、イギリス外務大臣グランヴィルが特に許せなかったのは、イタリア側（フェ伯爵）の単独行動であった。彼は在日ヨーロッパ人達が出来るだけ協力しなければならないと主張していた。よって、フェ伯爵が他国代表者の意見を聞かずに日本政府から特権を得たことに大変驚いた上に、あらゆる手段を用いてイタリアの単独行動を阻止する目的で行動し続ける方針をとった。2ヶ月にも渡る論争のあけく、フェ伯爵が提案した協定が成立せず、結局、イタリア人蚕卵商人の内地旅行が公に認められることはなかった。

3. 外国人内地旅行問題とイタリア政府

3.1 イタリア政府の情報管理

石井孝氏が『明治初期の国際関係』において取り扱った英国・米国側の史料は

イタリア政府の動きと方針を多少明らかにするが、イタリア政府がどの程度まで日本における外国人内地旅行問題に関する情報を把握していたかという点を十分に追究しない。ここで、この問題を扱うイタリア側の未刊行史料を紹介することによって、この不明点に光を投じたい。

日本における外国人内地旅行問題の状況は頗る複雑だったことは否めないが、これに関するイタリア側史料を少し参照してみると、非常に「イタリアらしい」混沌とした情報管理が際立つ。

イタリア農工商大臣カスタニョーラ（Stefano Castagnola 1825-1891）は、1873年4月中旬に帰国したフェ伯爵と会見した上で、2月22日の規則案の存在を知っていたのは明らかであるが、それ以外の情報を把握していなかったとみられる。但し彼には、日本に向かって出発しようとしていた蚕卵商人らに内地旅行が出来るか否かを速やか（6-7月以内）に伝える義務があった。

よって、1873年5月12日に、農工商大臣が外務省に次の書簡を送った。

〔イタリア語原文からの日本語訳⁴¹⁾〕

農工商省

件名：蚕卵商人の自由移動を許可する日本との協定〔草稿〕

1873年5月12日、ローマにて

外務大臣閣下

フェ・ドスティアーニ伯爵から伺った情報にもよると、小生は日本におけるイタリア人蚕卵商人の自由移動を許可する協定がその帝国と締結されたことを存じております。小生が間違っていないければ、以上の便宜が全般的に、蚕卵商人全員に与えられたものであると理解しています。よって、この件に関する現状、以上の協定が実際存在するか、そしてそれは批准できるかを外務大臣殿に伺いたいと思っております。

署名 カスタニョーラ⁴²⁾

この書簡からすると、やはり農工商大臣カスタニョーラが把握する協定に関する情報が大変漠然としたものであることが明らかになる。

しかしながら、不思議なことに、カスタニョーラに返事を出したイタリア外務省領事・商業総局長アウグスト・ペイロレーリ (Augusto Peiroleri) も、外務大臣ヴェノスタと岩倉の会見から一ヶ月以上過ぎていたにも拘わらず、詳しい実情を把握していなかったようである。問題の展開が不明だったせい、ペイロレーリが農工商省に返事を出すまでは凡そ2ヵ月が経ち、その時に多くの蚕卵商人は既に日本に向かって出発していたに相違ない。

[イタリア語原文からの日本語訳⁴³⁾]

外務省・領事・商業総局 件名：日本全国における異邦人の受け入れ許可
機密書類 第424号 1873年7月5日、ローマにて
農工商省 閣下

署名者は本日、5月12日の貴簡7219号1局に応じる去る5月16日の返事316号において付した留保事項を解説できるようになりました。

日本政府が外国人の帝国全域における旅行を許可する条件は本書簡に添付した別紙に現われるものです。この問題に関する調査が行われ、質問に応じた執務室から異議がなかった故、蚕卵仕入れの季節が迫る中で、当初より諸外国に表明した意見と一致した解決策に即刻着手する必要があるように思われています。それらの意見はつまり、条約が改正されるまで現在の状態を完全に維持すること、そして、それと同時に、ミカドの政府が是認した許可を利用したい者が自発的に、そして自由に従うことになる条件を関係者に通知できることです。

このような方針は本日、駐日代理公使に指示されました。

大臣へ ア・ペイロレーリ⁴⁴⁾

[別紙に、フェ伯爵が2月22日に副島に受けた規則案(以前引用した全四則のみのもの)のフランス語文が以上の書簡に附録されている。]

これが1873年7月5日現在、日本における外国人内地旅行問題に対するイタリア政府の本音だった。しかしながら、ペイロレーリが付け加えたのは、フェ伯爵が1873年2月22日に受けた規則案(第五則を含まないもの)であることは注目

に値する。イタリア政府は英米政府の批判を浴びながらも、フェ伯爵が帰国してからの展開、つまり第五則が追加されたなどの事実を知らなかったのであろう⁴⁵⁾。

3.2 駐日代理公使リッタと蚕卵商人たちの申請

外務省はペイロレーリの書簡に現われる方針を駐日代理公使リッタ伯爵（Conte Balzarino Litta Biumi Resta, 1832-1880）にも電報で知らせた。しかしペイロレーリが7月10日に書いた書簡⁴⁶⁾から判断すると、実際、外務省は数日前リッタからの電報を受けたことがわかる⁴⁷⁾。その電報に、リッタは日本政府が外国人内地旅行を結局、一切許可していないことと、後に書簡にてその点に関する詳細な情報を提供する旨を外務省に通達したとみられる⁴⁸⁾。

そして1873年8月21日に、代理公使リッタが日本から7月2日に外務省に宛てた商業関係⁴⁹⁾の書簡（電報の内容を詳しく解説するもの）が届いた。

〔イタリア語原文からの日本語訳⁵⁰⁾〕

通商系第100号

内地旅行許可の拒絶に関する電報

ヴィスコンティ・ヴェノスタ外務大臣 閣下 ローマ

1873年7月2日 東京にて

外務大臣殿

今年日本政府が内地旅行の許可を、国籍を問わず、一切与えないことを閣下に伝えるため、そしてこれを国民に知らせて頂くために、昨日は香港経由で閣下に電報を打った。小生が去る6月11日の通商系報告書第82号において予想していたとおり、イタリア人の内地旅行が認可される協定の存在に関するイタリアの新聞に現われる非公式の報道のせいで思い違いをした蚕卵商人らが早期に来日しました。

既にこちらに來た複数の蚕卵商人らは本公使館に対して、日本政府に内地旅行を行う許可を与えさせるための仲介を依頼しています。しかしながら、小生の拒否回答にも拘らず、それらの依頼が徐々にしつこく、そして頻繁に行われるようになってきました。よって、国民が実情を把握できるように、小

生は閣下の世話にならざるを得ませんでした。

他の者の羨望のせい、昨年イタリア人が犯した違反のせい、そして条約改正を行うための交渉が不透明であるせい、日本政府は非常に厳重な措置をとり、少しの例外も認めず、誰にも内地へ赴くことを禁じています。小生は本公使館の名誉を損なう行動をするつもりはない故、日本政府に断固として拒否されるだろうと存じているような申請を出すつもりはありません。本系報告書第95号で述べたように、小生の同僚であるドイツ公使が出した申請⁵¹⁾は以上のように始末されました。小生は述べた通りに行動しないと、日本政府を馬鹿にするだけでなく、イタリアの代表者としての品位を失ってしまうことになるでしょう。

この二つの立場を考えると、小生は閣下の同意を得られることを信じている、否、確信しています。しかしながら、以上述べた通り、国民は実情を知る必要があります。さもないと、公使としての義務を果たした自覚がある小生は勤勉さと配慮に欠けると思われる可能性があるのです。

昨夜、蚕卵商人が出した内地を訪れるための申請を三度却下することになった故、本日の郵便を用意していたところ、本書簡も追加する必要性を感じました。

敬具

B. リッタ⁵²⁾

結局、7月頃に、多くの蚕卵商人たちが内地旅行の許可に関する詳しい情報を持たずに日本に赴いた。その時まで、イタリアの日刊紙において、フェ伯爵が日本政府と何らかの協定を結んだことが宣伝されていたため、多くの蚕卵商人たちは内地旅行が可能であると思い込んで例年より早めに出発したのである。

フェ伯爵は2月25日に帰国の途につき、代理公使リッタは凡そ二ヶ月後、つまり5月1日に来日した。その2ヶ月間で、内地旅行問題をめぐる論争が様々な展開を見せたが、この状況を理解し、イタリア政府に伝達するものは日本にいなかった。

これは基本的に、駐日イタリア公使の不在、そしてイタリア政府の不注意が生んだ結果である。日本に到着したばかりのリッタ伯爵はその論争の急な展開どこ

るか、内地旅行問題の経緯を未だに把握していなかった。そのため、外交上の問題が発生するのを恐れていたせい、慎重な姿勢を取ろうと決心したのではない。

以上の書簡を受けたイタリア外務省は5日後、つまり8月26日に、「日本政府が内地旅行を厳重に禁じている」という事情を農工商省に伝え⁵³⁾、農工商省の方も、9月2日の回状で、その旨を各県知事ら、商工・農業会議所長らやその他の農会長ら宛に通達した⁵⁴⁾。同時に、リッタ伯爵は蚕卵商人達の内地旅行申請を拒否し続けたのである。

その結果、1873年に、来日したイタリア人の蚕卵商人たちが内地旅行を行えず、蚕卵商人たちは何度もその不満をあらわにすることがあった。

3.3 明治六年の政変と内地旅行問題の展開

岩倉使節団の構成員だった大物政治家たち、つまり岩倉具視、大久保利通と伊藤博文などのいわゆる「外遊組」は、1873年の夏と秋にかけて帰国した時に、大変驚愕したに相違ない。なぜならば、西郷隆盛、大隈重信、板垣退助、副島種臣らのいわゆる「留守組」が進ませた急進的な改革（学制と地租改正の実施、徴兵令の発布など）が巻き起こした国民（主に士族と農民）の不満を目の当たりにしたからである。更に、征韓論問題や外国人内地旅行問題などによって、政府自体も混乱状態に陥っていた。しかし10月18日に征韓論問題をきっかけに発生した劇的な「明治六年の政変」⁵⁵⁾の出来事によって、大久保、伊藤などの薩長派は政権を取り戻すことに成功した。その時に、西郷、江藤や板垣と共に外務卿副島種臣も下野し、その後任者は以前駐英日本公使として勤めていた薩摩出身の寺島宗則（前名：松木弘庵、1832-1893）となった。

岩倉使節団は不平等条約の改正に成功を収めることができず、帰国以来、条約改正問題は1894年まで大きな展開を見せることはなかった。しかしながら、新たに成立した大久保政権の対外政策には方針の変化がはっきりと現われてくる。

例えば、本研究において扱っている外国人内地旅行問題に対して、寺島外務卿は、着任してからすぐ、副島より遥かに強硬な姿勢をとることになったとみられる。宗則は駐英公使時代から、治外法権の撤廃なくして、外国人の内地旅行を認

可するわけにはいかないという持論を堅持していた⁵⁶⁾。

3.4 代理公使リッタの過ち

突然、翌1874年4月18日に外務省の領事・商業局長ペイロレーリは農工商省宛てに次の書簡を送った。

〔イタリア語原文からの日本語訳⁵⁷⁾〕

外務省一領事・商業総局

第253号 件名 日本の内地におけるイタリア人

農工商省宛

1874年4月18日、ローマにて

駐東京イタリア代理公使は最近の報告によると、本省が発した商業系220号、去る4月7日付の書簡に扱われた件、つまり外国人の内地養蚕地域立入を許す暫定許可をめぐる、彼と日本政府の間で誤解が生じたようです。

新たなやりとりによれば、日本政府がイタリア人を内地に立ち入らせる状況は1872年にフェ伯爵とその政府が合意のうえ決めたものであることがわかりました。筆者は貴省に、1872年6月20日に日本外務省が書き、フェ伯爵に送った書簡の複写を添付することが適切であると存じます。その中から、特権は養蚕業、またはその他の日本産業を研究するためにイタリア政府に派遣されたイタリア人に限ること、そして日本政府は一つ一つの申請に承認を下す〔権利〕を留保するということが把握できます。

大臣へ ア・ペイロレーリ⁵⁸⁾

〔本書簡に、本稿の1.2に、1872年7月25日（陰暦6月20日）に副島外務卿がフェ伯爵に宛てた書簡が添付されている〕

つまり、リッタがフェ伯爵と副島外務卿の間に1872年夏に成立した「暗黙の合意」の存在を知ったのは二年後、つまり1874年の夏である。この事実が明らかになると、1873年にイタリア人の蚕卵商人が一人として内地旅行ができなかったのは、フェ伯爵の不在及びイタリア政府の情報管理の悪さだけによるものではないことがわかる。実は、情報を十分に把握していなかったリッタ伯爵がとった

慎重な態度もその結果へ導いたのである。

リッタ伯爵自ら書いた書簡からわかるように、ドイツ公使が出した内地旅行の申請が拒否されたという事実だけにに基づき、内地を訪れたい蚕卵商人の要求に一切耳を傾けなかった。もちろん、彼はフェ伯爵と直接話したことがなかったため、1872年の「暗黙の合意」の存在を知らず、1873年夏に、フェ伯爵と共に「暗黙の合意」を成立させた副島外務卿との外国人内地旅行をめぐる交渉に踏み切らなかった。リッタ伯爵が外国人内地旅行問題をめぐる会談に初めて出席したのは11月8日⁵⁹⁾、つまり「暗黙の合意」の存在を知っていた明治六年の政変で副島が下野した頃のことである。

状況がついに明らかになった1874年夏に、ピエトロ・サヴィオ (Pietro Savio)、ポンペオ・マッツォッキ (Pompeo Mazzocchi) やイシドーロ・デルオーロ (Isidoro Dell' Oro) などの数名のイタリア人蚕卵商人たちは内地旅行ができた⁶⁰⁾。

最後に、1873年夏にイタリア外務省と農工商省の間で行われた書簡のやりとりを調べてから、もう一度1872年に振り返ってみると、更なる事実が明らかになる。農工商省どころか、外務省までも1872年に副島がフェ伯爵に「イタリア政府に指定された者」にのみ内地旅行を行わせることを認める約束の存在をすら知らなかったことがわかる。

この事実を考えると、1872年7月26日にフェ伯爵が副島に送った書簡に書いている「チヴェッタ氏はローマの政府が決定したように、蚕卵の孵化不良に関する調査を行うために本公使館に任命された養蚕研究家の一人です。」などの疑わしい言葉が更に疑わしくなる。これはやはりフェ伯爵と副島が他国公使らの憤りを招かないように考え出した秘密の対策なのではなかろうか。

結論

フェ伯爵は1872年と1873年にかけて、日本政府からイタリア人蚕卵商人のために内地旅行許可を獲得する努力をした。ここで、彼の努力の成果、そして歴史的意義をまとめたい。

一方では、1872年に、フェ伯爵と副島外務卿の「暗黙の合意」のおかげで、

1872年夏、そして1874年夏以降にも、数人の蚕卵商人が日本内地の主な養蚕地域において視察旅行を行うことが出来た。フェ伯爵の努力なしで、おそらくブレッシャーニやサヴィオなどの蚕卵商人達は日本の養蚕業に関する貴重な情報を集めることができなかっただろう。そのきっかけで、ブレッシャーニやサヴィオらはその経験を盛り込んだ大変興味深い報告書をまとめることができた。それらはイタリア人が見た明治初期の日本を描いた記録としても、様々な情報を含む貴重な一次史料としても非常に価値の高いものである。

しかし他方では、フェ伯爵の留守、外国人内地旅行問題をめぐる論争がもたらした混乱、そしてリッタ伯爵が犯した過ちなどが原因で、1873年中にイタリア人蚕卵商人は一切内地旅行を行うことが出来なかった。

その原因は、フェ伯爵が1873年2月7日にとった決断に求めるべきである。

フェ伯爵はその日に提出した提案に諸外国の反感を掻き立てるリスクがあったことを十分に承知していなかったはずがない。英伊・米伊利害関係をめぐる衝突の恐れが十分にあったことは確実である。しかし彼は、日本政府が柔軟な対外政策を見せている時機を失しないために、一か八かの決断に踏み切ったのだらう。その決断がもたらした結果は、イタリア外務大臣が駐日イタリア公使に与えた指示の一項目、つまり「日本政府と修好通商条約を結んでいる他国の利害と対立し得る外交活動を行わないこと」に明白に違反することになったわけである。

結局、イタリア外務大臣は英米政府との摩擦が発生することに気づいた瞬間に、即座に慎重な姿勢をとり、その結果、外交的危機は回避されたが、この経験は外交官としてのフェ伯爵にとって、非常に大きな挫折を意味したのである。

いずれにせよ、1873年2月7日の決断の歴史的意義は強調に値する。条約改正の予備談話が始まって以来、条約締結国は治外法権を日本各地に拡大することを望んでいた一方で、日本政府は（特に寺島外務卿が着任して以来）治外法権の無条件撤廃を求めていた。その中で、フェ伯爵は日本政府に一步譲り、実際に治外法権の是非をめぐる交渉を開始させる重要な役割を果たしたわけである。フェ伯爵の決断ははからずも、不平等条約が定めたバランスを崩す端緒になったといえよう。

註

- 1) アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵 (Conte Alessandro Fè d'Ostiani, 1825年6月12日-1905年6月4日)、北イタリアの養蚕業主要都市ブレッシャ (Brescia) で生まれた外交官である。1848年にウィーン大学を卒業し、日本以外にも、ブラジル (3回)、ベルシャ、スイス、ギリシャなどのイタリア公使館に勤めた。フェ伯爵は1870年秋から1877年夏まで駐日イタリア公使¹⁾としての任務を受けたが、1873年2月から1874年9月までの間は、岩倉使節団の接伴掛、そしてウィーン万博にて日本政府の代表委員などとして勤めるために、一時的にヨーロッパへ赴くことになった。日本の美術品コレクターとしても知られている。
- 2) ここで、何年も指導してくださっている森藤一史先生、嶋本隆光先生、藤村昌昭先生、そして多くのアドバイスや文献を親切に提供してくださった岩倉翔子先生、岩倉具忠先生、クラウディオ・ザニエル (Claudio Zanier) 先生、シルヴィオ・ヴィータ (Silvio Vita) 先生などに厚く感謝を申し上げたい。
- 3) フランス語からの翻訳は本稿の筆者のものである。
- 4) 二人はしばしば日本と中国を訪れた蚕卵商人だったが、フランス語の「bacologues」は日本語で「養蚕学者」になる。
- 5) 日本外務省外交資料館 3-5-2-3 「伊太利國ニ於ケル蚕卵紙生糸関係雑件 第一巻 自二年至六年」
- 6) BRESCIANI, Cesare (A cura di Claudio Zanier), *Viaggio nell' interno del Giappone 日本国内旅行* (1872), Cleup, 2006
- 7) BRESCIANI, Cesare (A cura di Claudio Zanier), *Viaggio nell' interno del Giappone 日本国内旅行* (1872), Cleup, 2006 の日本語訳文は若干不正確なところがあるため、本稿の筆者はこの段落の訳文を書き直した。
- 8) ここで、ブレッシャーニは「公式な許可」に言及するが、実際そうではなかった。フェ伯爵が1872年に得た特権は実際どんなものだったかということは本稿で明らかにしたい問題点の一つである。
- 9) BRESCIANI, Cesare (A cura di Claudio Zanier), *Viaggio nell' interno del Giappone 日本国内旅行* (1872), Cleup, 2006, pp. 22-24
- 10) この小林は種紙 (蚕卵) 販売人だったとみられる。BRESCIANI, Cesare (A cura di Claudio Zanier), *Viaggio nell' interno del Giappone 日本国内旅行* (1872), Cleup, 2006, pp. 24-25
- 11) BRESCIANI, Cesare (A cura di Claudio Zanier), *Viaggio nell' interno del Giappone 日本国内旅行* (1872), Cleup, 2006, p. 53
- 12) イタリア語原文からの翻訳は本稿の筆者のものである。
- 13) 「Ministero degli Interni」は日本語にすると「内務省」となるが、実際、日本の内務

- 省は1873年(征韓論政変後に)、大久保利通によって設けられた。ここで外務省を指しているだろう。
- 14) BRESCIANI, Cesare (A cura di Claudio Zanier), *Viaggio nell' interno del Giappone* 日本国内旅行 (1872)、Cleup, 2006, pp. 110-111
 - 15) R. G. Watson. ワトソンは英国代理公使 F. O. アダムズ (Francis Ottiwell Adams, 1826-1889) の代わりに着任した者である。
 - 16) 日本国外務省編『日本外交文書』(第五巻) 1955、p. 558。日本語文の次に、次の註が追加されている。註 右來翰ニ對シ六月十五日副島外務卿ヨリ英國臨時代理公使宛「(前略) 布告は事實と齟齬致居不都合に付當時同國公使え掛合中に有之候」云々ト辨明スル所アリタリ
 - 17) 日本国外務省編『日本外交文書』(第五巻) 1955、pp. 558-559。この書簡のフランス語文はイタリアの古文書館で発見された。ACS [イタリア国立古文書館]、MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439.
 - 18) 日本国外務省編『日本外交文書』(第五巻) 1955、p. 560
 - 19) フランス語からの翻訳は本稿の筆者のものである。
 - 20) 島村、高崎、安中、中之条と下仁田は全て群馬県の地名である故、中野はおそらく長野県北部にある中野市よりも、群馬県の旧地名、中野村を表す可能性が高いとみられる。
 - 21) 日本外務省外交資料館 3-9-4-9「外国人内地旅行関係雑件 一 自明治元年至廿一年」1872年7月26日、フェ伯爵より、副島外務卿宛の書簡。
 - 22) ZANIER, CLAUDIO 2006 SEMAI—Setaioli italiani in Giappone (1861-1880) Cleup, pp. 305-306 を参照。
 - 23) サヴィオについては ZANIER, CLAUDIO 2006 SEMAI—Setaioli italiani in Giappone (1861-1880) Cleup, pp. 383-386 を参照。
 - 24) SAVIO, Pietro, *Il Giappone al giorno d'oggi nella sua vita pubblica e privata*, F.lli Treves, 1875, pp. 1-2
 - 25) ブレッシャーニの報告書は本来、蚕卵貿易会社の社長であった彼の義兄ヴェドヴェリ (Carlo Vedovelli) 宛ての書簡だったことを忘れてはならない。
 - 26) フェ伯爵が書いた書簡において、「ローマの政府が決定したように」という文章が現われるのは、ワトソンの反発以後のことである。
 - 27) 日本国外務省編『日本外交文書』(第六巻) 1955、pp. 651-652
 - 28) 日本国外務省編『日本外交文書』(第六巻) 1955、p. 652
 - 29) 旅行者の人数および旅行の期間や行程の制限がなくなっている。
 - 30) この点については岩倉翔子『岩倉使節団とイタリア』、京都大学出版会、1997、pp. 41-49

- 31) 日本国外務省編『日本外交文書』（第六巻）1955、pp. 652-653
- 32) 石井孝『明治初期の国際関係』吉川弘文館 1977、第二章『外国人の内地旅行問題』、pp. 97-188
- 33) 石井孝『明治初期の国際関係』吉川弘文館 1977、pp. 100-101
- 34) 日本国外務省編『日本外交文書』（第六巻）1955、p. 654
- 35) 日本国外務省編『日本外交文書』（第六巻）1955、p. 654
- 36) 石井孝『明治初期の国際関係』吉川弘文館 1977、p. 101
- 37) 石井孝『明治初期の国際関係』吉川弘文館 1977、p. 105
- 38) 岩倉翔子『岩倉使節団とイタリア』、京都大学出版会、1997、pp. 53-66
- 39) ヴェノスタ外務省と岩倉大使との対話は 日本国外務省編『日本外交文書』（第六巻）1955、pp. 101-103 に収録されている。
- 40) 石井孝『明治初期の国際関係』吉川弘文館 1977、p. 94
- 41) 日本語訳は本稿の筆者のものである。
- 42) ACS [イタリア国立古文書館]、MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439
- 43) 日本語訳は本稿の筆者のものである。
- 44) ACS [イタリア国立古文書館]、MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439 1873 年 7 月 5 日、領事商業局長ペイロレーリより、農工商省宛の書簡。
- 45) フェ伯爵は 2 月 25 日に帰国し、代理公使は 5 月 1 日に到着したため、ちょうどその間に、公使館の運営は日本に到着したばかりの領事、ディエゴ・デ・バリリス (Diego De Barrilis, 1835-1881) に委ねられた。
- 46) ACS [イタリア国立古文書館]、MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439 1873 年 7 月 10 日、領事商業局長ペイロレーリより、農工商省宛の書簡。
- 47) ペイロレーリは 10 日にリッタからの電報を受けたと述べているが、以下に引用したリッタの書簡、そしてペイロレーリ自身が 8 月 26 日に書いた書簡からすると、電報は 7 月 1 日に打たれたことが明らかになる。もし、電報が 7 月 1 日に打たれた場合は、ペイロレーリがその存在を知らずに、7 月 5 日の書簡を書いてしまったことになる。
- 48) ACS [イタリア国立古文書館]、MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439, 外務省領事・商業局長ペイロレーリより、農工商大臣宛の書簡 (1873 年 7 月 10 日)。
- 49) 外交官たちが世界各国から送っていた通商系の報告書はイタリア外務省歴史外交資料館 (ASDMAE) によって廃棄された。残されたものは非常に少なく、大抵他

の資料館において保管されている。

- 50) 日本語訳は本稿の筆者のものである。
- 51) この件について、副島の不在中に、1873年6月23日に宮本外務大不丞がドイツ公使館の通訳に宛てた書簡（日本語原文）およびそれに対する註日ドイツ公使が7月2日に上野外務卿代理に出した書簡（ドイツ語原文と日本語訳）が遺されている。これらの書簡などは日本国外務省編『日本外交文書』（第六巻）1955、pp. 654-658 に収録されている。
- 52) ACS [イタリア国立古文書館]、MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439。下線部は手書きの書簡に現われるものであり、本稿の筆者がつけたものではない。
- 53) ACS [イタリア国立古文書館]、MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439 外務省領事・商業局長ペイロレーリより農工商大臣宛（1873年8月26日）の書簡（第511号）。
- 54) ACS [イタリア国立古文書館]、MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439 農工商省フィナーリ（G. Finali -カスタンニョーラの後任者）より各県知事、諸商工・農業会議所長等宛（1873年9月2日）の回状（第256号）。この回状に、様々な県知事及び農会長からの返事も残されている。
- 55) この政変の出来事と流れは大変興味深いものである。それについては 毛利敏彦『明治六年政変』中央新書 1979 などを参照。
- 56) 大塚孝明著、日本歴史学会編集『寺島宗則』吉川弘文館 1990、p. 191
- 57) 日本語訳は本稿の筆者のものである。
- 58) ACS [イタリア国立古文書館]、MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439
- 59) 日本国外務省編『日本外交文書』（第六巻）1955、pp. 675-683
- 60) サヴィオは翌1875年に旅行の報告書を一冊の本として SAVIO, Pietro, *Il Giappone al giorno d'oggi nella sua vita pubblica e privata*, F.lli Treves, 1875 を刊行した。また、マッツォッキとデルオーロも1875年度の『領事会報』において収録されている。MAZZOCCHI, Pompeo, DELL'ORO, Isidoro, *Relazioni di viaggi di bachicultori italiani nell' interno del Giappone*, in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, Bollettino Consolare, Vol. XI, parte 1, 1875, p. 161

〈キーワード〉日伊蚕卵貿易、外国人内地旅行、微粒子病、「暗黙の合意」、領事裁判権

**Count Alessandro Fè D' Ostiani, Italian minister
to Japan, and the problem of the admission of
foreigners in the inner districts of the Empire
—Centering on Italo-Japanese diplomatic and commercial
relations in the first years of the Meiji Era—**

Giulio Antonio BERTELLI

Since the 1850s, a silkworm disease known as "pebrine" inflicted a fatal blow to European and Italian silk production, forcing many traders to purchase unaffected silkworm eggs in the most remote regions of the world so from the early 1860s some courageous Italian traders started to export Japanese silkworm eggs. The Treaty of Amity and Commerce between Italy and Japan was signed in 1866 to promote this trade and this brought a gradually increasing number of Italian silkworm traders to Japan for more than a decade. Every year, silkworm egg traders were trusted by the Italian sericulturists with large sums of money and were expected to bring the greatest possible amount of high quality eggs back to Italy. The attainment of this goal would have been considerably easier if the traders had been able to visit the main Japanese sericultural districts in the inner regions of the country and conduct examinations of production and casing methods to certify the quality of the eggs, but as, in principal, the unequal treaties did not allow foreigners to travel outside the foreign settlements, the Italian traders were forced to purchase silkworm eggs of unknown quality at extremely high prices on Yokohama market.

In this paper I would like to examine the efforts of the second Italian Minister Plenipotentiary to Japan, Count Alessandro Fè d' Ostiani (1825–1895) to obtain from the Japanese government the right for Italian citizens to circulate freely in the inner districts of the Empire. Count Fè was resident in Japan from 1870 to 1877 and actually had two brothers who worked as silkworm egg traders in China and Japan. By utilizing mainly primary sources (i.e. official documents, letters and reports; many of which are still unpublished) collected in different Italian and

Japanese archives, I intend to demonstrate the historical significance of Count Fè's efforts, focusing mainly on the following points:

- 1) Count Fè's diplomatic skills and his activity to achieve such privileges.
- 2) The actual privileges that Count Fè was able to obtain from the Meiji Government for Italian citizens in Japan in the years 1872 and 1873.
- 3) The position and intervention taken by the Italian Government.
- 4) The problem of foreigners in inner regions of Japan and the evolution of this issue.